

## 静岡市恩田原スポーツ広場条例の制定について

静岡市恩田原スポーツ広場条例を次のように定める。

令和2年6月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市恩田原スポーツ広場条例

#### (設置)

第1条 静岡市は、市民がスポーツ、レクリエーション等に親しみ、及び地域のコミュニティ活動に取り組むための拠点を提供することにより、市民スポーツの推進及び市民の地域における交流の促進を図るため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市恩田原スポーツ広場	静岡市駿河区恩田原82番地

#### (開場時間)

第2条 静岡市恩田原スポーツ広場（以下「広場」という。）の開場時間は、午前7時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

#### (休場日)

第3条 広場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

#### (利用の許可)

第4条 広場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

#### (利用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 広場の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(使用料の納付)

第6条 広場の夜間照明施設について第4条第1項の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(利用の目的の変更等の禁止)

第9条 利用者は、利用の目的を市長の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第5条各号に掲げる事由が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、広場の利用が終わったとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 広場の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の規定に基づく広場の利用に係る許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

別表 (第6条関係)

区分	単位	使用料
広場半面点灯	1時間につき	290円
広場全面点灯	1時間につき	570円

備考 1時間に満たない利用時間がある場合は、当該利用時間を1時間とみなす。